

学校経営の基本方針

「安全・安心で楽しい学校」「生徒が生き生きと生活し、学び合いができる学校」「一人一人の個性を大切にし、思いやりや協力性のある学校」「人とのつながりやかかわりをおして多様な価値観を尊重し、共に磨き合い、高め合える学校」「家庭・地域と連携し、信頼される学校」を目指して、全教職員の創意と組織の力を生かし学校教育目標の達成を図ることを経営の基本方針とする。

学校経営の重点

(1) 学校経営全般

- ・学校教育目標や経営の重点の達成を目指して、「チーム香取中」として、全教職員の共通理解・共通実践に努める。
- ・安全・安心で楽しい学校の実現に努める。
- ・PDCAサイクルを常に考え、教育活動の更なる充実と発展に努める。
- ・業務を精選したり、業務量を減量したりするなど業務改善に積極的に取り組む。
- ・生徒の主体的活動や体験的な活動を積極的に取り入れ、豊かでたくましい心を育むと共に自己肯定感の高揚に努める。
- ・保護者、地域住民、生徒の願いを生かす教育の実践に努める。

(2) 学習指導

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と「自ら学び、思考し、表現する力」の育成に努める。
- ・毎時の授業のねらいを明確にすることで、生徒一人一人が学習状況や授業の理解度を把握し、ICTを活用しながら個別最適な学びができるようにする。また、教師は個に応じたきめこまかな指導に努める。
- ・異学年における教え合い学習を含む他者との協働的な学びを生かし、学力及び学習意欲の向上に努める。
- ・学力向上の基礎となる学習習慣を確立させるため、授業規律の徹底や家庭学習の充実に努める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け授業改善について研修し、計画的に実践する。
- ・朝の読書活動の充実に努める。

(3) 道徳教育

- ・道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進に努める。
- ・教育活動全体をとおして、自己肯定感や他者への思いやりの心を高めると共にたくましさや粘り強さを育む。
- ・「特別の教科 道徳」において、「考え、議論する道徳」の授業方法や評価の仕方、評価の生徒への生かし方についての研修を行う。
- ・体験活動を重視し、生徒の道徳的実践力が向上するように努める。

(4) 体育、健康、安全教育

- ・教育活動全体（部活動を含む）をとおして体育に関する指導を積極的に推進し、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力を身につけられるように努める。
- ・学校と家庭、地域との連携・協力を強め、健康の大切さを自覚させながら自ら健康的な生活を営む生活習慣の形成に努める。
- ・防災教育を推進する中で、生徒の危険を予知・予測し的確に行動できる能力を育成する。また危機管理マニュアル（避難所対応を含む）を継続的に見直す。
- ・「自分の命は自分で守る」防災意識の高揚に努める。
- ・外部からの専門の指導者を招き、健康安全教育の充実に努める。

(5) 特別支援教育

- ・特別支援教育は教育の原点と捉え、コーディネーターを核とし、全職員の意識の向上による特別支援教育の充実に努める。
- ・常設の委員会の中で、特別な教育的ニーズのある生徒への「合理的配慮」を意識した個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人一人に対応した教育を推進する。

- ・ユニバーサルデザインの視点による学級経営や授業づくりを研修し、実践を図る。
- ・支援を要する生徒の実態等に応じた指導・支援を組織的・計画的に実施する。
- ・ひまわり／なでしこ学級の生徒と通常の学級に在籍する生徒との交流及び共同学習を推進する。

(6) 特別活動、キャリア教育

- ・望ましい集団活動をととして、個性の伸長と社会の一員としての実践的態度の育成に努める。
- ・主体的活動や体験的な活動を積極的・計画的に進め、生徒同士のコミュニケーション（人とつながること・かかわること）力を高めると共に、集団生活の向上、協調性・自主性の向上を図る。
- ・社会体験学習や上級学校調べ、多角的な視野をもち多様な考えをもつ人材や地域の起業家等との交流をととして、自らの生き方や将来を考え主体的に進路選択できるように努める。

(7) 生徒指導

- ・教育活動全体をととして、生徒指導の機能を促進し、生徒の情意面の向上に努める。
- ・積極的な生徒指導の推進に努め、「時を守り、場を清め、礼を尽くす」生徒を育む。
- ・生徒理解を深め、より良い人間関係作りに努めるとともに、不登校やいじめゼロをめざし、家庭や地域、関係機関とも連携して指導・支援にあたる。
- ・教育相談活動の充実を図り、心身の発達状況を踏まえた生徒理解が深められるように努める。特に、養護教諭及びスクールカウンセラー等と連携し、早期発見、早期に問題解決できるように努める。
- ・学級や部活動等での様々な「ふれあい」をととし、生徒間、また生徒と教師の好ましい人間関係づくりに努める。

(8) 人権教育

- ・教育活動全体を通じた豊かな心情の育成と、互いを尊重し合える生活実践の推進に努める。
- ・集団生活のルールやマナーを守り、思いやりの心を持って友達に接することのできる生徒を育成する。
- ・生徒の自己肯定感の向上に努めると共に友達の個性を認め合えるように努める。

(9) 研究と修養

- ・教職員としての使命と責任を自覚し、幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観を身に付けるために、自らすすんで研鑽に努める。
- ・学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」、中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）等についての研修を深める。
- ・オープンスクール、中学校区内相互の交流、教員同士の授業相互公開等を積極的に実施し、新たな課題に適切に対応できる教職員の指導力向上に努める。
- ・モラルアップ研修も含め、校内研修を充実させ、資質・力量の向上を図る。

(10) 家庭、地域との連携

- ・学校、家庭、地域社会相互の信頼関係を増進し、連携を強めて教育効果を高める。
- ・ホームページや学校・学級だより、保健だよりの充実、PTA広報の学区内全家庭配付、オープンスクールの実施等による学校情報の提供に努める。
- ・学校が抱える諸課題の解決に向け、学校評議員制度の活用にも努める。
- ・生徒及び保護者による学校評価アンケート、自校の教職員による自己評価アンケートを実施し、家庭や地域の考えや意見等を学校運営に生かすように努める。

(11) 環境整備

- ・施設設備の計画的な整備及び点検を実施し、安全で快適な教育環境づくりに努める。
- ・四季の花が絶えることのない、明るく潤いのある学校環境づくりに努める。
- ・掲示物や言葉遣い等、言語環境の充実に努める。